

# 施工段階確認業務

積算基準

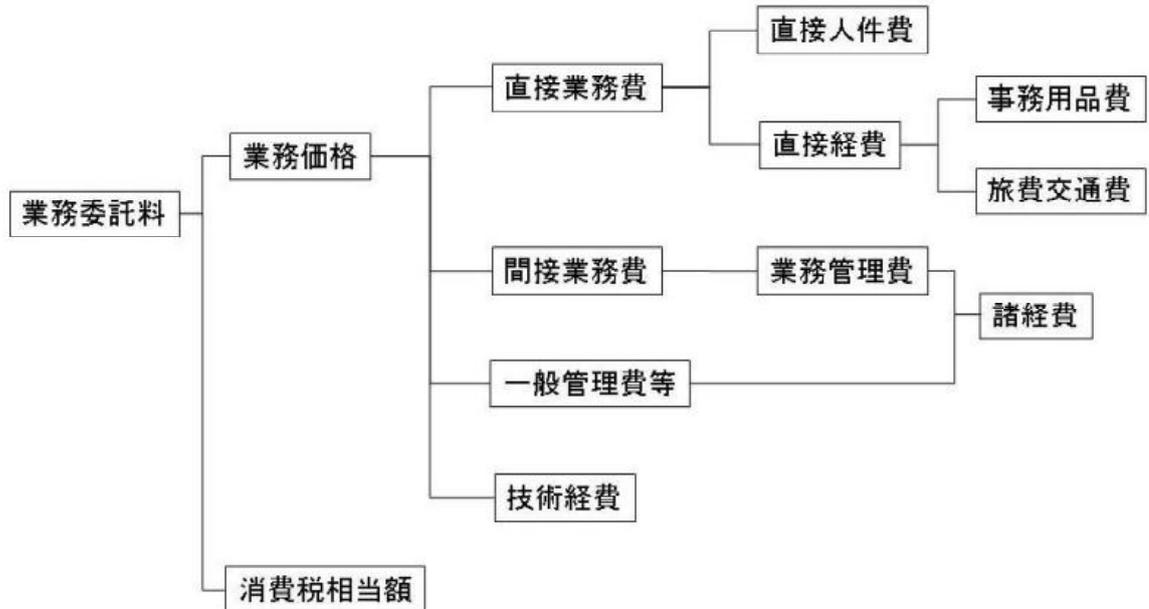
## 施工段階確認業務積算基準

### 1. 適用範囲

この積算基準は、国土交通省（港湾空港部関係除く）が発注する土木工事に係わる工事検査支援業務として施工プロセスを通じた検査を発注する場合に適用する。

### 2. 業務委託料

#### 1) 業務委託料の構成



#### 2) 業務委託料構成費目の内容

##### (1) 直接業務費

###### ①直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せ、業務報告を含む）に従事する技術者の人件費とする。

###### ②直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次のアからウまでに掲げるものとする。

ア) 事務用品費

イ) 旅費交通費

ウ) 業務用自動車損料、運転費等

##### (2) 間接業務費

間接業務費は、業務管理費をいう。

###### 業務管理費

業務処理に必要な経費のうち直接経費以外のもので、当該業務処理担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

##### (3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接業務費、間接業務費以外の経費。

###### ①一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

#### ②付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

#### (4) 技術経費

技術経費は、建設コンサルタント等における平素からの技術能力の高度化に要する経費等で、技術研究費及び専門技術料からなる。

#### (5) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

### 3. 業務委託料の積算

#### 1) 業務委託料の積算方式

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費})] \\ &\quad + \{(\text{諸経費}) + (\text{技術経費})\}\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

#### 2) 各構成費目の算定

(1) 直接人件費は、下記により、算定を行う。

##### ①打合せ

打合せについては、以下のとおりとする。

##### ア) 管理技術者

$$\begin{aligned} \text{打合せ (月)} &= \text{基準日額} \times 0.5 \text{人} \times 2 \text{回} / \text{月} \\ &\quad \cdot \text{管理技術者の基準日額は技師 (A) 相当を標準とする。} \end{aligned}$$

##### イ) 品質検査員

$$\begin{aligned} \text{打合せ (月)} &= \text{基準日額} \times 0.5 \text{人} \times 2 \text{回} / \text{月} \\ &\quad \cdot \text{品質検査員の基準日額は技師 (C) 相当を標準とする。} \end{aligned}$$

【説明】 歩掛が明示されている場合 (0.5人/回) は、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれている。【設計業務等標準積算基準書 (参考資料) 第2章積算基準 (参考資料) 1-4 設計 (打合せ) 協議】より。

##### ②検査業務費

検査業務費は、以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{ア) 検査業務費 (月)} &= \text{基準日額} \times \Sigma (0.5 \text{人} / \text{回} \times 1 \text{回} / 2 \text{日} \times \\ &\quad \text{対象工事数}) \times 19.5 \text{日} / \text{月} \\ &\quad \cdot \text{検査業務費については、0.5日 (現場通勤時間を含む) 程度の施工プロセス検査を昼間で2日に1回程度を行うことを想定している} \\ &\quad \cdot \text{対象工事により業務内容が大きく異なる場合は別途考慮する。} \\ &\quad \cdot \text{品質検査員の基準日額は技師 (C) 相当を標準とする。但し、業務内容が標準的で無い場合は別途考慮するものとする。} \\ &\quad \cdot \text{超過業務相当額については考慮しない。} \end{aligned}$$

##### ③業務報告費

【説明】業務報告費については、検査時の施工プロセス検査チェックシートを清書する程度で報告書として使えると考え、作成費は②検査業務費に含むものとする。

## (2) 直接経費

直接経費は、2の(2)の②の各項目について実費を積算し、次により積算する。ただし、事務用品費は業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算する。

### ①事務用品費

事務用品費が必要になる場合に計上するものとする。

なお、土木工事共通仕様書、その他必要な専門書は、技術経費に含まれる。

### ②旅費交通費

旅費交通費は、「国土交通省所管旅費取扱規定」及び「国土交通省日額旅費支給規則」に準じて積算する。

ア) 打合せにかかる旅費交通費は出発基地から現地までの旅費交通費を計上し、「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」を準用するものとする。

イ) 旅費交通費については、管理技術者との打合せにかかる旅費交通費を回数分(2回/月)計上する。往復旅行時間にかかる基準日額については、上記2)(1) ①打合せにより計上しない。

### ③業務用自動車損料、運転費等

業務用自動車損料、運転費は、以下のとおりとする。

ア) 検査業務に業務用自動車を使用する場合、出発基地から現地までの業務連絡費を月当たり必要日数分(19.5日×1回/2日)を計上し、「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」を準用するものとする。また必要な自動車は次のイ、ウにより積算するものとする。

イ) 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1.5 1)とする。

ウ) 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

## (3) 諸経費

諸経費は、次の式により算定して得た額とする。

### ①建設コンサルタントを特定した場合

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times (120/100)$$

### ②公益法人を特定した場合

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times (100/100)$$

※「持ち帰り」方式での積算とする。

## (4) 技術経費

技術経費は、次の式により算定して得た額とする。

### ①建設コンサルタントを特定した場合

$$\begin{aligned} \text{技術経費} &= (\text{直接人件費} + \text{諸経費}) \times \text{技術経費率} \\ &= \text{直接人件費} \times (220/100) \times \text{技術経費率} \end{aligned}$$

### ②公益法人を特定した場合

$$\text{技術経費} = \text{直接人件費} \times (200/100) \times \text{技術経費率}$$

技術経費率は、20%を適用する。